第8期 最近の財政金融と大蔵省

国の経済力の回復向上に伴って、各国の経済力均衡の 下で自由化が進められた。その進行過程では単なる調 整以上の混乱もみられ,国際制度の先行きに対する不 安の声も聞かれる昨今の事態ではであるが、この間に あって, わが国はそれらの国の調整策に振り回される ことなく貿易を伸ばし、貿易為替の自由化を進め、さ らに資本自由化に取組んできた。政策の緊張といえば, この対外経済調整の過程での国際収支の不安が唯一の 要因であったとも言えよう。しかし,その国際収支の 不安も, 結果からみれば, 景気変動のリズムの一環で あったとみることも可能であり、上述の国際経済、国 際金融の混乱も、国によって強く影響を受けたほどは、 わが国の経済攪乱要因とはならず、自由化へのプログ ラムは着実に進められた。そしてこのプログラム実現 への努力を促した要因でさえあった。今や自由化への 受身の立場から, 対外経済協力を含めて, むしろ積極 的な立場を強化することが主要な政策課題となってい る。これらの政策展開の詳細は以下の各章で説明する。 以上のように財政,金融の環境をみると,講和発効 後の経済成長が比較的安定的であり得た理由と, 財政 活動の拡大も比較的順調であったことの理由を推測す ることができよう。経済成長は33年度と40年度におい て,かなり低落したこともあったが,総じて高い比率 を保ち,財政活動も予算規模についてみるならば,講 和後の数年間が横這い状態であった後には、目立った 比率の差もなく一貫して増大している。その支出内容 についてみると、戦前と戦後を区分するような経費構 造の変化を示しながら、その戦後の構造を持続した。 社会保障的経費,公共事業費,地方財政費の比率を大 きくして, 国民生活と国民経済活動の補完要因となっ た財政の性格を明らかにした。そしてこれらの経費を 賄うについての国民負担が, 所得税, 法人税等の直接 税中心の体系によるものであることも一貫して続いた。 また,政府の監督下にある特別な機関の活動も,この 間に同様にその数を増し、活動量を増大させた。それ は財政投融資計画の推移に端的に表現される。

しかし、以上のような一見安定した財政金融関連の 諸指標の推移にもかかわらず、具体的な施策はかなり 大きく変っていった。それは急速な経済成長に伴なう 経済的、社会的要因の変化に対処したものである。こ とに明治以来のわが国の社会経済の体質とまで一般に 解されていた要因の変化である。そのもっとも大きな ものが雇用環境であり、35年頃からは、労働力過剰状 態から労働力不足状態に転じ, それが急速に進んで, 若年労働者不足に伴う賃金構造の社会的変化が、経済 活動のあらゆる分野に影響した。

それは人口の都市集中となって,都市問題という新 しい課題を提供するとともに、人口稀薄地域の過疎対 策を必要にした。このような構造変化に即して財政金 融政策は進められなければならなくなったが、この構 造と施策とが相互に因となり果となって、また新しい 問題を作り出した。消費者物価の上昇がその代表的な 問題であるが、一方でその上昇抑制を策しつつ、他方 ではその多少の上昇を前提とした政策立案が, 財政金 融政策を特徴づけている。34,5年ごろからの財政活 動の急増大は,前述のような経済急成長下の施策を示 すものであるが、同時に持続的な物価上昇の結果を反 映するものでもある。

以上のような概括的理解に立って,この時期を,講 和発効後の体制づくりと,経済自立体制の確立と,経 済成長下の自由化への努力と、貿易為替自由化後の自 由化体制総仕上げへの条件の下で経済の安定成長を目 指しつつある現在までの時期とに分けて, それぞれの 時期の政策の推移を記述することにしよう。

第1章 自立経済の発足と財政

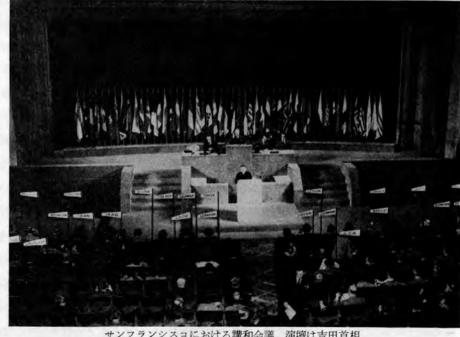
第1節 経済の自立化と財政運営の転換

昭和26年9月に講和条約が締結されたので、27年度 の財政は日本政府独自の計画によって実施することが 約束されていた。しかし、その予算編成は依然として 司令部の指示のもとに進められていたので、予算編成 の段階で政党や諸団体が政府に強く施策の実施を求め るということもなく, 講和発効に伴う諸施策について の政府の計画の具体化と, これに対する司令部の指示 とによって作業が進められた。その際の基本問題は防 衛にあった。防衛関連と講和に伴う体制転換のための 経費で27年度予算は著しく増大し、26年度予算の補正 も大きな額となったが、国会審議の段階で特に問題と なることもなかった。

しかし、27年度予算を審 議した第13回国会では、講 和発効後7月いっぱい会期 が延ばされたこともあって, 占領体制からの解放に伴う 諸要請が出はじめ、経費の 増加につながる立法が議員 提出によって成立した。義 務教育費の半額国庫負担, 恩給の是正,災害復旧費国 庫負担の改正等がそれであ った。講和発効によって, 占領期間中に抑制されてい た国民各層の政治に対する 要請が政党を通じてあらわ

れ,国会内外での政党の動きは活発であったが,それ は単に講和発効という条件にとどまらず、24年1月総 選挙後4年の総選挙をひかえた政党の運動でもあり, さらに26年後半から27年にかけての経済情勢の沈滞か らの脱却を期待する経済界の政府への要請でもあった。 28年度予算編成についてみれば、一方では国民負担 の軽減が重要な財政課題であったが, このような社会, 政治、経済の期待は積極財政策の実現を望み、公債発 行論も抬頭した。具体的な財政問題としてみると,防 衛費,人事院勧告による公務員給与の改定,米の統制 撤廃, 軍人恩給復活, 地方財政対策, 鉄道, 郵便料金

改定, 見返資金消滅後の対策, 貯蓄公債, 減税等きわ



サンフランシスコにおける講和会議、演壇は吉田首相

424

450

1,640

19

1,450

115

大蔵 第15国第16国 成立

492 494

28

313 450 450 453 453

380 330 320 300 300

22

28

450 450 450

920 540 540

800 1,250 1,300

22

28

第8-1表 昭和27, 28年度歳出予算 (単位 億円)

H 微 出 総 計 9,325 9,465 9,606 9,682 9,655 内)防衛支出金 650 620 620 620 620 安全保障諸費 560 安 庁 592 830 830 719 614 84 1,802 1,450 1,450 1,339 1,234 公共事業費 838 960 1,021 1,020 1,019 食糧增産対策費 403 出 投 資 772 460 235 395 426 生活保護, 児童保 254 249 297 308 308 留守家族等援護費 遺家族等援護費 173 旧軍人恩給 義務教育費国庫負

備考:「国の子算」(28年度)による。

地方財政平衡交付

国 債 費

食管会計損失補塡

輸入食糧価格差補

28年度の新子算案は不成立予算案を必要最小限の改 正にとどめたものであった。歳出の時期の遅れを配慮 して,保安庁費の減額,減税国債発行縮減,義務教育費 国庫半額負担の計上等であったが、改進党の修正意見 によって改進, 党自由党, 分党派自由党3派の共同修 正案 (実際には大蔵省で具体案を調整) による修正で予算 が成立した。子算の規模は9,655億円に圧縮(政府案は 9,682億円) されたものの、これを基礎にする29年度予 算は非常に大きなものとなることが計画されていた。 講和発効の27年度予算が8,528億円で、26年度当初の 6,574億円に比してすでに著しく大きなものとなって いたのに、28年度予算は1兆円にとどく大予算となり、 予算膨脹を 抑止する 力はなくなった かの 印象を与え た。しかも28年度予算は補正による増加が不可避の事 情にあり、国会での議員立法がこの増加を助長した。

28年は災害の年であった。霜害、干害、水害が全国 に続いて起こり, その対策は, 予備費による充足の限

第8期 最近の財政金融と大蔵省

めて多様であり、それぞれにからみ合いが多く、また 将来の財政に影響する問題であった。そして実際の予 算成立までに二度も衆議院が解散されて, 政治的不安 定が続き, 講和後の財政の基本体制を固めるどころで はなかった。この経過をみよう。

27年7月の第13回国会閉会の後に、政府は与党であ る自由党との懇談会で、28年度予算についての方針を 決めた。その要点は1,000億円の減税,700~750億円 の貯蓄公債の発行による産業投資の積極化にあった。 この方針は8月28日の衆議院解散後の自由党の10大政 綱の中に織り込まれた。総選挙後の新内閣は10月30日 に認証式をあげ、蔵相に向井忠晴が就任したが、この 解散,総選挙の間にも,既定の方針によって予算編成 の作業が進められた。



第60代大蔵大臣 向井忠晴(共同P提供)

28年度予算編成の前に27年度予算補正があり、ここ で問題の一部が片づけられることになった。公務員給 与、米価措置、地方財政平衡交付金がそれであって, これによって一般会計予算は約800億円増額し、総額 は9,325億円となった。公務員給与は8月の人事院勧 告の扱いと, 国鉄職員給与についての仲裁裁定の扱い で、人事院の約2割給与引上げ、8月実施の勧告を約 1.5割引上げ、11月実施とし、国鉄については裁定べ ースを11月から実施するために旅客、貨物の運賃を引

き上げることにした。また生産者米価引上げに対する 消費者米価の扱いに関連して,一般会計から食管会計 への繰入れを行ない,地方公務員給与引上げなどのた めに地方財政平衡交付金を増額し, 別に地方債起債増 額を認めた。これらは租税収入の増加分を財源に実現 が可能となったものであり、措置としては不可避のも のでもあったが、すでにこの補正予算を介して, 政党 間の争いが強くなっていた。

27年度補正予算で減税の実施が決まったので、28年 度予算の中心問題は防衛, 恩給, 公債となった。恩給, 公債は国内問題として処理できたが、防衛費は予算編 成の過程でも特別の扱いが必要であった。防衛問題で は、防衛計画が何も決まっていない段階で、予算の大 筋をまとめて、12月末に大蔵省から予算の原案として 閣議に提出した。総額9,465億円の原案の特色は、防 衛費を圧縮して公債発行を予定していないことにあっ た。この原案は防衛、恩給、賠償等を一括して2,300 億円 (27年度2,012億円) としたものであったが,防衛 関係費は 1,450億円 に圧縮 (27年度1,802億円), 軍人恩 給450億円を予定していた。

防衛関係費の減額は、27年度に計上した安全保障諸 費を落したことが主因であって,装備,人員の多少の増 加と、施設費を加えても27年度の額となることは考え られなかった。アメリカの期待は防衛力の漸増であり、 それは27年度を下回らない防衛費の計上であったが、 大蔵省では1,450億円でもなお過大と判断していた。 この防衛費は、対米交渉の課題となった。軍人恩給の 焦点は戦時加算の扱いにあった。27年の夏から軍人恩 給調査会でその扱いが検討されていたが,全面的復活 の場合は,戦時加算なしでも360万人,1,368億円を要 する試算であったから、給付額の調整がどうしても必 要であった。兵士にむくいよ,戦時加算は既得権であ る等の要請に対して,給与改定前のベースで約400億円, 改定後で約650億円の水準に抑える大蔵省の原案がま とめられた。旧軍人の不満の残る扱いであった。公債 発行なしの計画となったのは防衛費の圧縮によったが, もともと公債発行には省内の金融関係部局が反対して

いた。自由党の選挙公約に反する扱いであった。

28年にはいってから、この予算原案をもとに交渉が 進められたが、与党も各省庁も頑強に経費の増額を求 め,結局,300億円の減税国債を含む9,605億円の政 府案にまとめられ, 義務教育費の全額国庫負担も決ま った。さらに予算案を国会に提出した後で,政府,与 党が警察制度改革実施を決めたので, 予算措置もあっ て予算審議は渋滞したが、その実施を29年度に延ばす ことで落ち着いた。これらの問題は, 与党内の統制が とれず,政府の計画との調整が十分でないことを示す ものであった。



第61代大蔵大臣 小笠原三九郎 (共同P提供)

予算案が衆議院を通った後に, 首相の発言問題がこ じれて衆議院が再度解散され、予算不成立となったが、 総選挙の結果、議席数の減じていた与党の議席が過半 数を割ったことで,政治の不安定はますます強くなり, 予算の編成は困難になった。 新内閣の成立 (蔵相小笠 原三九郎)が5月21日であったので、新しい予算案の 編成、国会提出、審議のために、28年度の暫定予算は 前例のない長期間のものとなった。暫定予算はまず4, 5月分、続いて6月分、7月分と3次に分けて編成さ れた。7月分については、すでに提出されてあった予 算案を基礎に作られた。4ヵ月分の暫定額は、歳出で 3,312億円に及んだ。

第8期 最近の財政金融と大蔵省

度を越える規模を必要とした。そしてこの災害対策に ついて議員立法が加わり、歳出増加に際限のない状況 が示された。このような無統制の状態に対して、政府 委員の、国会の反省を求めた発言が国会で問題となる ほど、経費の増大のテンポは急であった。公務員給与の改定をも加えて、3次の28年度予算補正額は差引きで618億円になり、この結果、28年度の最終予算額は1兆0,272億円となった。

第2節 戦前外債の処理と賠償問題

1 戦前外債処理会議

講和発効によって対外関係は正常に復することになったが、それは占領期間中に放置されてあった対外問題の処理を求めた。問題は多方面に及び、賠償、経済援助の返済、外国人財産の補償等があったが、政府が最も重視し、講和条約にも明記されたものが外貨債の処理であった。外貨債の債務は太平洋戦争以来約10年間とどこおっていた。その一部は昭和18年の外貨債処理法によって処理され、同法によって、国債はもちろん社債にいたるまで政府の手の及ぶ範囲で外貨債が邦貨債に切り替えられてあったが、在外国人所有の外貨債については、元本償還はもとより利払いも行なわれていなかった。したがって、講和発効後はこれをどう処理するかが政府の重要課題であった。在外債権者の強い

関心事でもあり、日本の対外信用の問題でもあった。もともと外貨 債は外国の政府に対するものではなく、外国の所持人に対するものであるから、これを外交によって 処理することのできないものであり、その所持人の了解をとることが必要であったから、きわめて処理困難の問題であった。

外貨債については、講和条約締結以前に、23年ごろから理財局においてその処理方法が検討されていたが、講和条約の第18条で、戦前

の対外債務に対する責任を確認し、債務支払再開について債権者とすみやかに交渉を開くことが明示されたので、講和発効はその具体的な処理を求めた。朝鮮動乱以降、日本の外貨事情はかなり好転していたが、10年間の債務を支払う余裕などはとうていなかった。しかし、列国は外貨不足に悩んでいる時期でもあったから、それぞれの国の援助のもとに強く債務の履行を求めてくることは必定であった。大蔵省での検討は、少なくとも債務に対する履行の誠意は示さなければならないが、債務の全面実施は資力が許さないことでもあり、この関係をどのように債権者に了解してもらうかにあった。交渉に臨むにあたって最終的に決まった案は、最も現実的な方法を採用して、太平洋戦争中および戦後の10年間は眠っていたことにして、すべてを10年間引き伸ばすことで了解を求めようとするものであっ



外債処理会議に羽田を出発する全権一行

た。

外貨債処理会議に対して政府はきわめて慎重で、27 年4月に5回にわたる戦前外債処理対策審議会を開き、 具体策を検討して、(1)複式乗換案、(2)期済、期近元本 乗換案、(3)期済、期近元本調整案を定め、参考案とし て、(1)単式乗換案、(2)単純繰延案を採択した。方針の 基本は、原契約を尊重しつつも、期限到来債と近く期限 のくるものを借り換えるということであり、これによ って具体案の研究が進められた。外貨債処理の先例は イタリアであって、1947年に低利借換えで実施された が、事後の評判はあまりよくはなかった。原契約の尊 重から離れ、外貨節約にとらわれすぎた処理と解され ていた。

債権者代表が会議の開催を急いだが、日本側は具体 案の検討に時間をとられたので、協議にはいったのは 27年7月であった。協議の場所にニューヨークが選ば れた。協議に臨む前にイングランド銀行に2,000万ポ ンド,2年間の預託を行ない、続いてアメリカに対して も2,000万ドルを預託して、外債支払いの誠意を表示 した。それ以上に交渉に対する熱意は代表団の構成で あった。全権代表に元蔵相の津島寿一を据え(大使の 名称を与え)、団員に大蔵省から理財局長、大臣官房調 査部長、外債課長、海外の参事官(ワシントン・ロンド ン)、書記官の6名をあてた。津島代表を中心とする 代表団の到達した腹案は、戦前外債処理対策審議会で 参考案としていた単純繰延案であった。借換えに伴う 煩雑な手続は交渉を円滑に進めないとの判断であった。

日本の処理案のねらいは、国際信用回復を第一として、(1)極力原契約を尊重する、(2)一律に10年延長する、(3)戦時制定法の追認を求める、(4)減債基金の減額調整、(5)英貨債の為替約款規定は援用しない、にあった。7月から9月までの協議で特に問題となったのは金、為替約款と財務代理人の選定であった。

外債所持人代表との交渉で、アメリカ代表は財務代理人以外の条件は早くから日本の申出を了承し、イギリス代表も10年延期は了解した。確定換算率外貨払約款については、結局ドル条項があると同じ状態でポンドで支払うことで了解がついた。財務代理人についても正金銀行が扱っていたものは、その後継者ということで東京銀行を認めさせた。英米貨債については9月26日に調印できたが、仏貨債については金約款のことで難航し、東京都債の問題も交渉に応ぜよということで協議が進まず、ニューヨーク会議では協定を結ぶことができなかった。仏貨債の処理は、その後再三の難交渉を経て、31年にようやく妥結した。

外貨債処理協定に対して海外の評価は高く,その後 の対外交渉が順調に進められるようになった基礎を作った。特に外貨債処理法で政府が継承した満鉄,東拓 の社債も,この協議の対象として政府が債務を履行す ることになり,すでに統治外の地域となった台湾電力 の社債についても同様の処置をとったことで,わが国 の対外信用を回復する効果があった。

2 賠償交涉

講和条約第14条によって日本は賠償を支払う義務を 負ったが、具体的条項は示されなかったので、賠償は すべて当事国との交渉によることになった。政府は講 和発効を待たずに交渉にはいったが、この時期では最 終交渉となったものはなかった。だが、中国について は、終戦時に蔣総統が日本から賠償は取らないとの方 針が示され、河田全権の渡台交渉でその具体的約束が 明らかにされた。賠償交渉がまとまらなかったのは、 交渉が個別交渉であったので、各国相互の牽制があっ て、1回の交渉で最終決定をしたのでは、国内の不満 を抑えることが困難であったことにもよっていた。こ のため、30年代に賠償再交渉の時期が生じた。